韓国

高橋宏達弁護士 プロフィール 桜田雄紀弁護士 プロフィール

提供: 金·張法律事務所(Kim & Chang)

1. イントロダクション

1.1 韓国の法制度の概要を教えてください。韓国の法制度は、コモンロー、大陸法又は その他の法体系のいずれに基づきますか。

いわゆる大陸法系の法域に属し、立法機関で制定された成文法令を基幹とする法体系となっている。

日本以外の国・地域の中では、最も日本に近似した法体系・法制度である。

1.2 韓国では、裁判所はどのように構成されていますか。

(1) 概要

憲法及び法院組織法に基づき、最上級裁判所としての大法院 1 と、下級裁判所としての高等法院 2 、地方法院 3 、行政法院、特許法院 4 及び家庭法院 5 が設置されている(憲法第 101 条第 2 項、法院組織法第 3 条)。

(2) 裁判官(法官)

大法院は、1 名の大法院長を含む 14 名の大法官によって構成され(憲法第 102 条第 2 項、法院組織法第 4 条)、大法院長は国会の同意を得て大統領が任命し(憲法第 104 条第 1 項、法院組織法第 41 条第 1 項)、その他の大法官は大法院長が推薦し国会の同意を得て大統領が任命する(憲法第 104 条第 2 項、法院組織法第 41 条第 2 項)。大法院長の任期は 6 年で、重任できないが(憲法第 105 条第 1 項、法院組織法第 45 条第 1 項)、その他の大法官の任期は 6 年で、連任できる(憲法第 105 条第 2 項、法院組織法第 45 条第 2 項)。

大法院以外の裁判所(法院)の裁判官(法官)は、大法官会議の同意を得て大法院長が任命する(憲

¹ 日本の最高裁判所に相当する。

² 日本の高等裁判所に相当する。

³ 日本の地方裁判所に相当する。

⁴ 日本の知的財産高等裁判所に類似する。

⁵ 日本の家庭裁判所に相当する。

法第 104 条第 3 項、法院組織法第 41 条第 3 項)。法官の任期は 10 年で、連任できる(憲法第 105 条第 3 項)。

(3) 三審制

民事事件・刑事事件は、原則として、(i)地方法院合議部、(ii)高等法院及び(iii)大法院の三審級、又は(i)地方法院若しくは家庭法院の単独判事、(ii)地方法院若しくは家庭法院の合議控訴部及び(iii)大法院の三審級による三審制をとる(法院組織法第 14 条・第 28 条・第 32 条・第 40 条)。

民事事件のうち特許法・実用新案法・意匠法・商標法等に関連する事件は、原則として、(1)特許法院及び(2)大法院の二審級による二審制をとる(法院組織法第 14 条・第 28 条の 4)。

行政事件は、原則として、(1)行政法院及び(2)大法院の二審級による二審制をとる(法院組織法第 14 条・第 40 条の 4)。

(4) 憲法裁判所

憲法及び憲法裁判所法に基づき、法令又は処分の違憲審査をするための憲法裁判所が設置されており、訴訟事件の係属する裁判所(法院)は、職権又は当事者の申立てによって、憲法裁判所に対し、裁判の前提とすべき法令が違憲か否かの審判を申し立てることができる(違憲法律審判権)(憲法第 111 条第 1 項第 1 号、憲法裁判所法第 4 章第 1 節)⁶。違憲法律審判における違憲決定は公権力を拘束し、違憲決定のなされた法令の条項は、決定の日から(刑罰法規は遡って)その効力を失う(憲法裁判所法第 47 条)。

(5) 軍事裁判所

憲法及び軍事法院法に基づき、特別裁判所として、軍事裁判所である普通軍事法院及び高等軍事 法院が設置されており、非常戒厳下の軍事裁判の場合は大法院に上告できない場合がある(憲法第 110条第4項)。

1.3 韓国では弁護士はどのように組織されていますか。

1.3.1 弁護士

弁護士法に基づき、国家試験である司法試験に合格して司法研修院の所定過程を終えた者又は 判事若しくは検事の資格がある者に、弁護士の資格が与えられる。弁護士は、開業をするためには 地方弁護士会及びその連合である大韓弁護士協会に登録しなければならない。

2011 年 6 月現在、全国で 12,517 名の弁護士が大韓弁護士協会に登録されており、そのうち 9,176 名がソウル地方弁護士会に登録されている。

1.3.2 弁護士隣接業

弁護士隣接業として、法務士法に基づく法務士制度、及び公証人法に基づく公証人制度がある。 法務士⁷は、裁判所又は検察庁に提出する書類の作成、登記又は供託に関する書類の作成及び

憲法裁判所は、違憲法律審判のほか、高位公務員、法官等の弾劾審判、違憲政党の解散審判、国家・地方自治体の機関相互間の権限争議審判、憲法上の基本権の侵害を受けた者の申立てによる憲法訴願審判を管掌する(憲法第111条第1項、憲法裁判所法第2条)。

⁷ 日本の司法書士に類似する。

申請の代理等を業務とする。

公証人⁸は、公正証書の作成、私署証書·定款の認証等を業務とする。

■ 1.4 韓国では、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

従来型の報酬の取決めとしては、主として訴訟事件に関して、事件依頼時に一定額の着手金の支払を受け、勝訴時に成功報酬の支払を受けるという 2 段階の支払方法を選ぶ場合が大部分であった。着手金と成功報酬は、訴訟物の価額や訴訟の難易度によって多様に決定される。

近時は、特に訴訟業務以外の各種助言業務に関して、大手法律事務所を中心として、上記のような着手金・成功報酬方式によらずに、タイムチャージ(時間給)方式を採用する場合が一般的となっている。

2. 事業を行うための組織

2.1 韓国国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、韓国国内に事業組織 を設立する必要がありますか。

韓国においてサービスの提供又は商品の販売を行うためには、(A)現地法人としての会社を設立するか、(B)支店を設置する必要がある。

なお、韓国国内で収益の発生を目的とする営業活動を行わず、業務連絡、市場調査、研究開発活動等の非営業的機能のみを遂行する場合には、(C)連絡事務所を設置することでも足りる。

2.2 韓国ではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

韓国国内に設置する事業組織の形態としては、前記 2.1 のとおり、(A)現地法人(会社)の形態と(B) 外国会社の支店の形態がある。

後記 3.1 のとおり、会社の種類には、(a)合名会社、(b)合資会社、(c)有限会社及び(d)株式会社があるが、外国人又は外国法人が現地法人として設立する会社のほとんどは株式会社である。

2.3 事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどうなっていますか。

2.3.1 会社の設立(株式会社の場合)

(1) 手続

株式会社を設立する手続としては、商法に基づいて、(i)1 名以上の発起人を決定し、(ii)定款の作成・認証、(iii)資本金の払込み、(iv)役員の選任を経て、(v)商業登記所に会社設立の登記をする必要

⁸ 日本の公証人に類似する。

がある⁹。

外国人投資除外業種 60 業種及び外国人投資制限業種 30 業種を除いては、外国人・外国法人(日本人・日本法人を含む。)の出資額・出資比率に制限はなく、外国法人の 100%子会社を設立することも可能である。また、(i)外国人が資本金 1 億ウォン以上を出資し、かつ、(ii)議決権比率 10%以上を保有する場合は、外国人投資促進法に基づき、大韓貿易投資振興社(KOTRA)又は外国為替銀行に外国人投資申告を行うことによって、配当金等の外国送金の保障、内国民及び内国法人との同一待遇といった保護を受けることができるほか、租税特例制限法に基づき、一定の業種・基準に該当するときは、法人税、所得税、地方税、関税等の減免措置を受けることができるなど、各種の優遇措置を受けることができる。

会社設立後は、遅滞なく、会社所在地の所轄税務署に対し、法人設立申告及び事業者登録申請を 行う必要がある¹⁰。

(2) 所要期間

必要書類の準備が整った時点から会社設立登記完了までに、通常、1週間から10日を要する。

(3) 費用

資本金:最低資本金は 100 ウォンであるが、外国人投資促進法の適用を受けるためには、1 億ウォン以上の資本金が必要である。

登録税: 資本金の 0.4%(但し、大都市では 1.2%)

教育税:登録税の20%

登記申請手数料:30,000 ウォン相当

2.3.2 支店の設置

(1) 手続

非居住者が支店を設置する手続としては、外国為替取引法、外国為替取引規程及び商法に基づき、外国為替銀行に外国企業国内支社設置申告をし、商業登記所に支店設置の登記をする必要がある。

また、支店設置後は、遅滞なく、支店所在地の所轄税務署に対し、支店設立申告及び事業者登録申請を行う必要がある¹¹。

(2) 所要期間

必要書類の準備が整った時点から支店設置登記完了までに、通常、1週間から10日を要する。

(3) 費用

登録税:23,000 ウォン(但し、大都市では 69,000 ウォン)

教育税:登録税の20%

登記申請手数料:30,000 ウォン相当

⁹ 日本における株式会社の設立手続と極めて類似している。

¹⁰ 法人設立申告は、法人設立登記後2ヶ月以内、事業者登録申請は、収益事業開始日より20日以内に行う必要がある。

立方設置申告は、支店設置後2ヶ月以内、事業者登録申請は、事業開始日より20日以内に行う必要がある。

2.3.3 連絡事務所の設置

(1) 手続

連絡事務所を設置する手続としては、外国為替取引法及び外国為替取引規程に従い、外国為替 銀行に外国企業国内支社設置申告をする必要がある。

また、連絡事務所設置後は、遅滞なく、連絡事務所所在地の所轄税務署に対し、連絡事務所設立 申告及び事業者登録申請を行う必要がある¹²。

(2) 所要期間

必要書類の準備が整った時点から支店設置登記完了までに、通常、5日から1週間を要する。

(3) 費用

特になし。

2.4 韓国では、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

企業形態によって一般的に事業活動に対する法的な制限又は拘束がなされるものはない。但し、 個別具体的な活動について、企業形態によってそれが制限されたり、特定の要件が要求される場合 がある。例えば、社債を通じた資本調達方法は株式会社に対してのみ許容される。また、個別法令 によって株式会社であること又は上場企業であることが許認可の要件とされている場合がある。

■ 2.5 各事業組織に関して生じる継続的な義務にはどのようなものがありますか。

株式会社の場合、上場会社であるとき、直前事業年度末の資産総額が 100 億ウォン以上であるときなど、所定の要件をみたすときは、独立した外部監査人から国際会計基準又は一般企業会計基準によって財務諸表が適正に作成されたかについて監査を受けなければならない。

3. 会社

3.1 韓国には、どのような種類の会社が存在しますか。

会社の形態は、商法に基づき、社員の責任の態様に応じて、次の 4 種類がある(商法第 170 条)。なお、日本における合同会社及び有限責任事業組合に相当する組織形態はない。

(1) 合名会社(partnership company)¹³

合名会社は、その社員が、会社債務について、会社債権者に対し、連帯して直接かつ無限の弁済

連絡事務所設置申告は、連絡事務所設置後2ヶ月以内、事業者登録申請は、事業開始日より20日以内に行う必要がある。

¹³ 日本の合名会社に相当する。

責任(直接無限連帯責任)を負う会社である(商法第 178 条以下)。社員間の人的信頼関係が濃厚で 社員の個性が重視される小規模企業経営を予定している。

(2) 合資会社(limited partnership company)¹⁴

合資会社は、その社員が、会社債務について、会社債権者に対して連帯して直接かつ無限の弁済 責任(直接無限連帯責任)を負う者(無限責任社員)と、会社債権者に対して直接に定款所定の出資 額を限度とする責任(直接有限責任)のみを負う者(有限責任社員)とからなる会社である(商法第 268 条以下)。

(3) 株式会社(stock company)¹⁵

株式会社は、その社員が、会社債務につき会社債権者に対して直接の弁済責任を負わず、会社に対する出資義務を通じて間接に出資額を限度とする責任(間接有限責任)のみを負う会社であって、社員の持分が株式という有価証券に化体されている会社である(商法第 288 条以下)。

(4) 有限会社(limited liability company)¹⁶

有限会社は、その社員が、会社債務につき会社債権者に対して直接の弁済責任を負わず、会社に対する出資義務を通じて間接に出資額を限度とする責任(間接有限責任)のみを負う会社であって、社員の持分が有価証券化されていない会社である(商法第 543 条以下)。社員数が 50 名以内に制限され、持分の譲渡に社員総会の特別決議を要するなど、小規模閉鎖会社を予定している。

3.2 会社の設立手続はどうなっていますか。

会社の設立手続は、(1)営利社団としての実体を形成する手続と、(2)法人格を取得する手続からなる。

株式会社の場合は、(1)実体形成手続としては、(a)発起設立の方法と(b)募集設立の方法がある。(a)発起設立の場合は、発起人が、(i)定款を作成して認証を受け(商法第 288 条・第 292 条)、(ii)株式を引き受けて出資を履行し(同第 293 条・第 295 条)、(iii)設立時の理事¹⁷・監事¹⁸を選任する(同第 296 条)。(b)募集設立の場合は、発起人が、(i)定款を作成して認証を受け(同第 288 条・第 292 条)、(ii)発起人自ら株式を引き受けるとともに他の株式引受人を募集して出資を履行し(同第 293 条・第 295 条・第 301 条・第 305 条)、(iii)創立総会を招集して設立時の理事・監事を選任する(同第 308 条・第 312 条)。(2)法人格取得手続としては、商業登記所に会社設立の登記をする(同第 172 条・第 317 条)。

¹⁴ 日本の合資会社に相当する。

¹⁵ 日本の株式会社に相当する。

¹⁶ 日本の旧有限会社法下の有限会社に相当する。

¹⁷ 日本の株式会社の取締役に相当する。

¹⁸ 日本の株式会社の監査役に相当する。

3.3 少数株主が自己の利益を保護する手段について教えてください。

3.3.1 少数株主権

- (1) 発行済株式総数の 20%以上を有する株主の権利
 - ・株主総会決議を経ない株式交換・合併・分割合併に反対する権利(商法第360条の10第5項・第527条の3第4項・第530条の11第2項)
- (2) 発行済株式総数の 10%以上を有する株主の権利
 - ・解散請求権(商法第520条)
- (3) 発行済株式総数の3%以上を有する株主の権利

(i)株主総会招集請求権・招集権(商法第 366 条第 1 項・第 2 項)、(ii)理事・監事の解任請求権(同第 385 条第 2 項・第 415 条)、(iii)会計帳簿の閲覧・謄写請求権(同第 466 条)、(iv)検査役選任請求権(同第 467 条)、(v)集中投票請求権¹⁹(定款に集中投票不採用の定めがある場合を除く。)(同第 382 条の 2)

- (4) 無議決権株式を除く発行済株式総数の3%以上を有する株主の権利
 - ・株主提案権(商法第363条の2)
- (5) 6 か月を超えて発行済株式総数の 1.5%以上を有する株主の権利(上場会社のみ)(商法第 542 条の 6 第 1 項)
 - (i)株主総会招集請求権·招集権、(ii)検査役選任請求権
- (6) 6 か月を超えて無議決権株式を除く発行済株式総数の 1%²⁰以上を有する株主の権利(上場会社のみ)(商法第 542 条の 6 第 2 項)
 - •株主提案権
- (7) 6 か月を超えて発行済株式総数の 1%²¹以上を有する株主の権利(上場会社のみ)(商法第 542 条の 6 第 4 項)
 - ·会計帳簿の閲覧·謄写請求権
- (8) 発行済株式総数の 1%以上を有する株主の権利
 - (i)理事・清算人の行為の差止請求権(商法第 402 条・第 542 条第 2 項)、(ii)代表訴訟提起権(同第 403 条)
- (9) 6 か月を超えて発行済株式総数の 0.5%²²以上を有する株主の権利(上場会社のみ)(商法第 542 条の 6 第 3 項)
 - ・理事・監事の解任請求権

¹⁹ 日本の累積投票制度に相当する。

²⁰ 大統領令によって指定された上場会社の場合は5%(商法第542条の6第2項)

²¹ 大統領令によって指定された上場会社の場合は 5%(商法第 542条の 6 第 4 項)

²² 大統領令によって指定された上場会社の場合は 0.25%(商法第 542 条の 6 第 3 項)

- (10) 6 か月を超えて発行済株式総数の 0.05%²³以上を有する株主の権利(上場会社のみ)(商法第 542 条の 6 第 5 項)
 - 理事・清算人の行為の差止請求権
- (11) 6 か月を超えて発行済株式総数の 0.01%以上を有する株主の権利(上場会社のみ)(商法第 542 条の 6 第 6 項)
 - •代表訴訟提起権

(12) 発行済株式の1株以上を有する株主の権利

(i)理事会議事録の閲覧・謄写請求権(商法第 391 条の 3 第 3 項)、(ii)定款・株主名簿・株主総会議事録等の閲覧・謄写請求権(同第 396 条第 2 項)、(iii)財務諸表等の閲覧・謄写請求権(同第 448 条第 2 項)、(iv)株主総会決議の取消の訴えの提起(同第 376 条第 1 項)、(v)新株・新株引受権付社債等の発行差止請求権(同第 424 条・第 516 条)、(vi)設立(同第 328 条第 1 項)・株式交換(同第 360 条の 14 第 1 項)・株式移転(同第 360 条の 23 第 1 項)・資本減少(同第 445 条)・新株発行(同第 429 条)・合併(同第 529 条)・会社分割(同第 530 条の 11 第 1 項)の無効の訴えの提起、(vii)営業譲渡(同第 374 条の 2)・株式交換(同第 360 条の 5)・株式移転(同第 360 条の 22)・合併(同第 522 条の 3)・分割合併(同第 522 条の 3)に関する反対株主の株式買取請求権

3.3.2 株主総会における決議要件の加重

(1) 特別決議事項²⁴

(i)株式分割(商法第 329 条の 2 第 1 項)、(ii)株式買受選択権の付与(同第 340 条の 2 第 1 項)、(iii)株式買受選択権付与目的の 10%以上の株式の取得(同第 341 条の 2 第 2 項)、(iv)資本減少の方法によらない株式消却(同第 343 条の 2 第 1 項)、(v)株式交換(同第 360 条の 3 第 2 項)・株式移転(同第 360 条の 16 第 2 項)・営業譲渡等(同第 374 条第 1 項)・合併(同第 522 条第 3 項)・会社分割(同第 530 条の 3 第 2 項)、(vi)理事・監事の解任(同第 385 条第 1 項・第 415 条)、(vii)新株の額面未満発行(同第 417 条第 1 項)、(viii)定款変更(同第 434 条)、(ix)資本減少(同第 438 条第 1 項)、(x)転換社債・新株予約権付社債の発行(同第 513 条第 3 項・第 516 条の 2 第 4 項)、(xi)解散(同第 518 条)

(2) 株主全員の同意

(i)理事・発起人・監事・監査委員会の責任の免除(商法第 400 条・第 324 条・第 415 条・第 415 条 の 2 第 6 項・第 462 条の 3 第 6 項)、(ii)会社分割による株主の負担の加重(同第 530 条の 3 第 6 項)、(iii)有限会社への組織変更(同第 604 条第 1 項)

■3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規律は存在しますか。

株式会社の機関としては、原則として、(A)株主総会が商法又は定款に定める会社の基本的事項

²³ 大統領令によって指定された上場会社の場合は 0.025%(商法第 542 条の 6 第 5 項)

²⁴ (i)出席株主の議決権の3分の2以上、かつ(ii)発行済株式総数の3分の1以上の賛成によって成立する(商法第434条)。

に関する意思決定権限を有し(商法第 361 条)、(B)理事会²⁵が業務執行に関する意思決定権限及び 理事の業務執行に関する監督権限を有し(同第 393 条)、(C)代表理事²⁶が会社代表権限と業務執 行権限を有し(同第 389 条)、(D)監事が業務監査権限を有している(同第 412 条)。

株式会社の理事及び監事は、株主総会の決議により選任される(商法第 382 条第 1 項・第 409 条 第 1 項)。また、会社と委任契約関係にあることから(同第 382 条第 2 項・第 415 条)、会社に対して善管注意義務を負い(民法第 681 条)、任務を懈怠して会社に損害を生じさせた場合は、会社に対して損害賠償義務を負う(商法第 399 条・第 414 条)。株主が会社に代わって理事に対して損害賠償請求訴訟(株主代表訴訟)を提起することもできる(同第 403 条~第 405 条・第 415 条)。

3.5 外資系韓国企業が韓国市場から資本・借入れを調達する上で、規制は存在しますか。

外国人又は外国法人が発行済株式を有している会社であっても、韓国の国内市場で新株発行又は借入れによって資金を調達することにつき、特段の制限はない。

3.6 韓国企業は外国人を取締役(理事)に選任することができますか。

株式会社の理事は外国人であってもよく、理事の全員が外国人であってもよい。

3.7 利益分配に関する規律は存在しますか。

株式会社の利益の配当は、営業年度末の貸借対照表上の利益剰余金のみを原資とし(商法第462条)、原則として、定時株主総会における利益配当議案の決議をもって行われる(同第449条第1項・第447条第3号)。但し、定款にその旨の定めがある場合は、理事会の決議をもって中間配当を行うこともできる(同第462条の3)。

3.8 会社はどのような種類の株式を発行することができますか。

株式会社の発行する株式は、原則として、その内容が同一でなければならないが(株主平等の原則)、例外として、定款にその条件を定めることにより、利益の配当又は残余財産の分配について内容の異なる株式(数種の株式)を発行することができる(商法第 344 条)。数種の株式には、(a)普通株式に優先するもの(優先株式)と、(b)普通株式に劣後するもの(劣後株式)がありうる。

会社が数種の株式を発行する場合は、定款において、配当優先株式につき、利益によって償還すること(強制消却)を定めることができる(償還株式)(商法第 345 条)。償還株式には、(a)会社に償還の選択権があるもの(随意償還株式)と、(b)株主に償還の選択権があるもの(義務償還株式)がありう

²⁵ 日本の株式会社の取締役会に相当する。

²⁶ 日本の株式会社の代表取締役に相当する。

る。

会社が数種の株式を発行する場合は、定款において、ある株主が会社に対して他の種類の株式に転換することができる旨を定めることもできる(転換株式)(商法第346条~第351条)

会社が数種の株式を発行する場合は、定款において、配当優先株式につき、議決権を行使できない旨を定めることもできる(無議決権株式)(商法第370条)。

3.9 取締役会(理事会)の開催頻度及び開催方法に関する規制は存在しますか。

3.9.1 理事会の開催頻度

代表理事は、少なくとも3か月に1回、理事会に対し、職務執行の状況を報告しなければならないため(商法第393条第4項)、理事会も、少なくとも3か月に1回は開催しなければならない。

3.9.2 理事会の開催方法

理事会は、理事会で特定の理事を招集権者と定めた場合でない限り、各理事が招集権を有する (商法第 390 条第 1 項)。特定の理事を招集権者と定めた場合でも、他の理事は、理事会の招集を 請求することができ、招集権を有する理事が正当な理由なく理事会を招集しない場合は、他の理事 は、理事会を招集することができる(同第 390 条第 2 項)。

理事会を招集するには、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発しなければならない(商法第390条第3項本文)。但し、当該期間は定款の定めによって短縮できるほか(同項但書)、全ての理事及び監事が同意した場合は、招集手続を経ずに理事会を開催することができる(同法第390条第4項)。

理事会の決議は、定款に別段の定めがない限り、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数 が賛成することによって成立する(商法第 391 条第 1 項)。

理事会は、定款に別段の定めがない限り、全ての理事を、映像と音声を送受信する同時通話システム(テレビ通話システム)によって決議に参加させることができる(商法第 391 条第 2 項)。

理事会の決議につき特別利害関係を有する理事は、決議に参加することができず、定足数にも算入されない(商法第391条第3項・第368条第4項・第371条第2項)。

3.10 取締役(理事)はどのような義務及び責任を負いますか。

株式会社の理事は、会社と民法上の委任契約関係にあることから(商法第 382 条第 2 項)、会社に対して善管注意義務を負うとともに(民法第 681 条)、商法に基づいて忠実義務も負う(商法第 382 条の 3)。

その他、株式会社の理事は、会社に対し、秘密保持義務(商法第 382 条の 4)、競業避止義務(同 第 397 条)を負い、会社との利益相反取引も制限される(同第 398 条)

株式会社の理事が、法令若しくは定款に違反し又はその任務を懈怠した場合は、会社に対し、それによって会社が被った損害を賠償する責任を負い(商法第399条)、その責任は、全株主の同意がない限り、免除されない(同第400条)。

株式会社の理事は、故意又は重大な過失によってその任務を懈怠した場合は、第三者に対しても、それによって第三者が被った損害を賠償する責任を負う(商法第401条)。

発行済株式総数の 1%以上を有する株主は、会社に対し、理事に対してその責任を追及する訴訟を提起するよう請求でき、会社が訴訟を提起しないときは、会社に代わって理事に対して訴訟(株主代表訴訟)を提起することができる(商法第 403 条~第 406 条)。

4. 清算

4.1 韓国で会社の清算を行う際の手続の概要を教えてください。韓国特有の要件は存在しますか。

4.1.1 清算手続の開始原因

株式会社は、(a)株主総会の解散の決議があった場合、(b)定款に存続期間の定めがある場合に存続期間が満了したとき、(c)定款に解散事由の定めがある場合に当該事由が発生したとき、(d)合併、会社分割若しくは会社分割による合併により消滅した場合、(e)破産した場合、又は(f)裁判所の解散の命令若しくは判決があった場合に、解散する(商法第517条・第227条)。

株式会社が解散した場合は、(d)合併、会社分割若しくは会社分割による合併により消滅した場合、又は(e)破産した場合を除き、清算手続が開始する(商法第531条)。

株主総会の解散の決議は、(i)出席株主の議決権の 3 分の 2 以上、かつ(ii)発行済株式総数の 3 分の 1 以上の賛成によって成立する(商法第 518 条・第 434 条)。

4.1.2 解散に伴う手続

(1) 株主に対する通知・公告

株式会社が株主総会の決議により解散した場合は、理事は、遅滞なく、株主に対し、解散の通知を しなければならず、無記名株式を発行している場合は、解散の公告をしなければならない(商法第 521条)。

(2) 解散の登記

株式会社が株主総会の決議により解散した場合は、会社は、本店所在地においては 2 週間以内に、支店所在地においては 3 週間以内に、解散の登記をしなければならない(商法第 521 条・第 228 条)。

4.1.3 清算の手続

(1) 清算人の選任

株式会社が株主総会の決議により解散した場合は、定款に別段の定めがある場合又は株主総会の決議によって理事以外の者が清算人に選任された場合を除き、原則として理事が清算人となる(商法第531条)。

(2) 裁判所に対する届出

清算人は、就任の日から2週間以内に、裁判所に対し、(i)解散の事由及び年月日、並びに(ii)清算

人の氏名及び住所を、届け出なければならない(商法第532条)。

(3) 財産目録・清算貸借対照表の作成・承認・提出

清算人は、就任後遅滞なく、(i)会社の財産の現況を調査し、(ii)財産目録及び貸借対照表を作成して、株主総会の承認を受け、承認を得た後遅滞なく、(iii)財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない(商法第533条)。

(4) 債権申出のための公告・個別催告

清算人は、2 か月以上の債権申出期間を定め、就任の日から 2 か月以内に少なくとも 3 回、債権者に対し、債権申出期間内に債権の申出をするよう公告し、かつ、知れている債権者に対し、個別に催告しなければならない(商法第 535 条)。

(5) 現務の結了

清算人は、速やかに、解散前の会社の業務を終了する手続(現務の結了)をしなければならない(商 法第542条第1項・第254条第1項第1号)。

(6) 財産の換価・債権の取立て

清算人は、会社財産を任意売却等によって現金に換価するほか、弁済期の到来した債権の弁済を 受領し、又はその担保権を実行する(商法第542条第1項·第254条第1項第2号·第3号)。

(7) 債務の弁済

清算人は、原則として、債権届出期間内は、債務を弁済することができない(商法第 536 条第 1 項)。

清算人は、債権届出期間の満了後、知れている債権者及び債権届出期間内に申出をした債権者に対し、その債務を弁済する。知れている債権者でない債権者であって、債権届出期間内に申出をしなかった債権者は、清算手続から除斥される(商法第537条)。

(8) 残余財産の分配

清算人は、債務を弁済した後に、残余財産を株主に分配する(商法第 542 条第 1 項・第 254 条第 1 項第 4 号・第 538 条)。

(9) 清算手続中の定時株主総会

清算人は、清算手続中も、定時株主総会を招集し、貸借対照表及び事務報告書を提出して、定時株主総会の承認を受けなければならない(商法第534条)。

(10) 決算報告書の承認

清算人は、清算事務(現務の結了・債権の取立て・債務の弁済・残余財産の分配)の終了後遅滞なく、決算報告書を作成し、株主総会の承認を受けなければならない(商法第540条)。

(11) 清算結了の登記

清算事務の終了及び株主総会における決算報告書の承認によって、清算は結了し、会社の法人格は消滅する。

清算人は、決算報告書の承認の株主総会の日から、本店所在地においては 2 週間以内に、支店 所在地においては 3 週間以内に、清算結了の登記をしなければならない(商法第 542 条第 1 項・第 264 条)。

4.2 韓国の破産手続の概要を教えてください。申立てに関して、韓国特有の要件はありますか。

4.2.1 概要

倒産・事業再生の手続としては、(a)債務者回生及び破産に関する法律(「統合倒産法」)に基づく法的清算型手続である破産手続、(b)統合倒産法に基づく法的再建型手続である回生手続、(c)企業構造調整促進法に基づく法的再建型手続である企業構造調整手続(Work-Out)²⁷、(d)債権者たる金融機関の協約による私的再建型手続である企業構造調整手続(Work-Out)がある。

4.2.2 統合倒産法に基づく破産手続

破産手続は、債務者が経済的に破綻状態に陥ったとき、その総財産をもって総債権者に公平な満足を与える裁判上の手続である。

手続は、(i)破産申請、(ii)破産宣告(無担保債権は破産債権となり、権利行使が中止され、破産管財人が選任される。)、(iii)破産債権の申告、(iv)債権者集会での申告債権の調査、(v)換価及び配当、の順で進められる。

4.2.3 統合倒産法に基づく回生手続

回生手続は、財政的な困難によって破綻に直面している債務者に対し、債権者、株主、持分権者その他の利害関係人の法律関係を調整して債務者又はその事業の効率的な回生を図ることを目的とする制度であり、日本での会社更生手続と類似する制度である。

手続は、(i)回生手続開始の申請、(ii)回生手続開始の決定、(iii)債権者目録の提出、債権申告及び債権調査確定裁判、(iv)債務者財産の調査及び確保、(v)第 1 回関係人集会(債権の検討)、(vi)手続継続の決定(継続企業価値と清算価値を比較)、(vii)回生計画案の作成及び提出、(viii)第 2 回関係人集会(回生計画案の審議)、(ix)第 3 回関係人集会(回生計画案の決議)、(x)回生計画案に対する認可、(xi)回生計画の遂行、の順で進められる。

4.2.4 企業構造調整促進法に基づく企業構造調整手続(Work-Out)

企業構造調整促進法に基づく企業構造調整手続(Work-Out)は、外部からの資金支援なくして借入金の返済が困難な企業(「不良兆候企業」)について、債権者たる金融機関(「債権金融機関」)が主導して、金融機関による共同管理、債権行使の猶予、経営正常化計画の締結、債権の再調整等を行う手続である。

手続は、(i)主要銀行による対象企業の信用リスクの評価、(ii)不良兆候企業の判定、(iii)経営正常化可能性の評価、(iv)信用提供額の申告、(v)債権金融機関協議会、(vi)経営正常化計画の履行のための約定の締結、(vii)約定の履行実績の点検、(viii)共同管理の終結又は中断、の順で進められる。

_

²⁷ 企業構造調整促進法は限時法であり、2013 年 12 月 31 日まで効力を有している。

4.2.5 金融機関の協約による企業構造調整手続

企業構造調整促進法の対象とならない企業(信用供与額の合計が 500 億ウォンに満たない企業) について、債権者たる金融機関がその自主的な協議によって行う私的再建手続である。私的な手続であるため具体的な手続は法定されていないが、現実的には企業構造調整促進法に基づく手続に類似する方法によるのが一般的である。

5. 外国からの投資に関する規制²⁸

5.1 韓国において外国からの投資を規制している法律を教えてください。

外国人又は外国法人が韓国国内に投資をする場合に適用のある法令としては、外国為替取引法 及び外国人投資促進法がある。

外国投資促進法は、外国人投資を促進するため、外国為替取引法の特別法として、投資金額、投資持分比率等の一定の条件をみたす外国人投資について、内国民及び内国法人との同一待遇等の保護措置、並びに租税減免措置等の優遇措置を定めるものである。

5.2 韓国では、外国からの投資の方法にはどのようなものがありますか。

外国人又は外国法人が韓国国内に投資をする場合、(i)投資の対象は、原則として、(a)株式、債券その他の有価証券の取得、(b)不動産の取得、(c)金銭の貸付けのいずれも可能であり、(ii)投資の態様も、原則として、(a)配当、賃料、金利等の現金収入を取得し又は投資対象の売却益を取得するにとどまる投資(いわゆる間接投資)だけでなく、(b)韓国国内法人の経営支配権まで取得する投資(いわゆる直接投資)も可能である。

| 5.3 現在の外国からの直接投資に関する政策はどうなっていますか。

5.3.1 政策目標

韓国は、外国人又は外国法人による直接投資を活性化することを重点政策の1つとしている。

目標	外国人投資家が投資しやすい環境を整え、外資誘致に注力する。		
戦略	魅力的な投資機会の提供	ごジネス・生活しやすい環境づくり	
重点課題	1. 多国籍企業のプロジェクトを選定し、プロジェ	1. 外資系企業の立地供給を円滑にし、便宜を図	
	クトごとに支援タスクフォースを設置する。	්	
	2. 部品・素材、中核技術への投資を活性化す	2. 立地利用に関する規制を緩和し、手続を簡素	

²⁸ 外国企業の韓国進出・事業活動の成功を支援するため、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)の内部に設立されている韓国の国家投資誘致機関である Invest KOREA が、そのウェブサイトにおいて、英語・日本語・中国語でも韓国での外国人投資について解説を提供している。

-

http://www.investkorea.org/InvestKoreaWar/work/ik/kor/index.jsp

る。

- 3. サービス産業に対する投資誘致を拡大する。
- 4. 各経済自由区域の得意分野への外資誘致に 取り組む。
- 5. 国策事業及び地域事業に対する外資誘致活動を展開する。
- 6. 投資誘致機関「Invest KOREA」の機能を強化し、外国人投資家により良いサービスを提供する。

化する。

- 3. 投資家のニーズに合わせ優遇措置を弾力的に運営する。
- 4. 税務、会計、為替制度を先進化する。
- 5. 知的財産権保護を強化する。
- 6. 外資系企業の業務環境を改善する。
- 7. 健全な労使関係の定着に努める。
- 8. 外資系企業の雇用環境を改善する。
- 9. 外資誘致に対する国民の関心を高める。
- 10. 外国人向け教育サービスを強化する。
- 11. 医療・住居・出入国サービスの質を高める。
- 12. 言葉の問題など、韓国で暮らす外国人の不便を解消する。

(出典:大韓民国知識経済部ウェブサイト29)

5.3.2 外国人・外国法人による直接投資に対する制限

(1) 原則

外国人又は外国法人も、原則として、韓国国内で自由に直接投資を行うことができる(外国人投資促進法第4条第1項)。

また、日韓投資協定に基づき、日本人及び日本法人による投資及び事業活動については、内国民 待遇及び最恵国待遇が保障されている(日韓投資協定第2条・第3条・第9条)。

(2) 外国人投資の除外・制限業種

外国人投資促進法並びに外国人投資及び技術導入に関する規程に基づき、韓国標準産業分類による合計 1,145 業種のうち、公共行政、外務、国防等に関する 60 業種は、外国人投資除外業種として、外国人による直接投資が禁止されている。

1,145 業種のうち 30 業種は、外国人投資制限業種として、外国人投資は可能ではあるが、外国人投資比率等に制限がある(概ね 50%未満)。

また、各種法令により、一部の上場会社について、外国人全体又は外国人 1 人の持株比率に制限がある場合がある。

さらに、日韓投資協定に定める電気、ガス、放送等の特定の分野及び事項については、内国民待遇又は最恵国待遇と整合的でない措置を採用し又は維持することができるものとされている(日韓投資協定第4条・第5条・附属書 $I \cdot II$)。

(3) 非居住者による上場有価証券取得の手続

非居住者が韓国内の上場有価証券を取得するためには、韓国内の外国為替銀行に自己名義の「証券投資専用対外口座」と「証券投資専用非居住者ウォンロ座」を開設し、金融監督院に外国人投資者として登録し、投資家登録番号(ID)の発給を受ける必要があり、常任代理人を指定し³⁰、証券会社を通じて売買注文を行った後、証券投資専用対外口座に決済資金を送金することで有価証券を購

http://www.mke.go.kr/language/jap/policy/Tpolicies_02.jsp

³⁰ 常任代理人の指定は法律上強制されないものの、非居住者が投資活動を効果的に行うためには、常任代理人を 指定することが望ましいと考えられる。

入することができる。

5.3.3 外国人投資の保護措置・優遇措置

(1) 外国人投資促進法上の外国人投資

外国人投資促進法に定める外国人投資に該当する場合は、同法所定の申告等を行うことにより、 内国民及び内国法人との同一待遇等の保護措置、並びに租税減免措置等の優遇措置を受けること ができる。

外国人投資促進法に定める「外国人投資」とは、次のいずれかに該当する場合をいう(外国人投資 法促進法第2条第1項第4号・外国人投資促進法施行令第2条)。

- (A) 外国人又は外国法人が、韓国法人又は韓国人企業(「外国人投資企業」)と「持続的な経済 関係を樹立する目的」で、当該法人又は企業の株式又は持分を取得する場合 「持続的な経済関係を樹立する目的」とは、次の要件をみたす場合をいう。
 - (i) 当該外国人投資企業に1億ウォン以上を出資すること、かつ
 - (ii)(a) 当該外国人投資企業の議決権ある株式若しくは持分の総数の 10%以上を保有すること、又は
 - (b) 当該外国人投資企業の議決権ある株式若しくは持分の総数の 10%未満を保有し つつ、外国人投資企業との間で次のいずれかの契約を締結すること
 - a. 役員の派遣又は役員の選任ができる契約
 - b. 1年以上にわたり原資材又は製品を納入又は購入する契約
 - c. 技術の提供・導入又は共同研究開発に関する契約
- (B) 外国人投資企業の海外親会社若しくは外国人個人投資家、又は当該海外親会社及び外国 人個人投資家と資本出資関係にある企業が、当該外国人投資企業に5年以上の借款の貸 付けをする場合

(2) 外国人投資に対する保護措置

(i) 対外送金の保障

外国投資家が取得した株式等から発生する果実、株式等の売却代金、借款契約により支払われる元利金及び手数料、並びに技術導入契約により支払われる代価は、その対外送金が保障される(外国人投資促進法第3条第1項)。

(ii) 内国民待遇の保障

外国投資家及び外国人投資企業は、原則として、その営業に関し、韓国内国民又韓国内国法人と同一の待遇を受ける(外国人投資促進法第3条第2項)。韓国内国民又韓国内国法人に適用される租税に関する法律のうち減免に関する規定は、原則として、外国投資家及び外国人投資企業に対しても同一に適用される(外国人投資促進法第3条第3項)。

(3) 外国人投資に対する優遇措置

(i) 租税の減免

外国人投資促進法及び租税特例制限法により、国内産業の国際競争力強化に必要な高度の技術を伴う事業、産業支援サービス業への外国人投資に対して法人税等の減免がある。

外国人投資企業が、国内産業の国際競争力強化に必要な産業支援サービス業及び高度 の技術を伴う事業、外国人投資促進法所定の外国人投資地域に入居する外国人投資企業 が営む事業等、外国人投資促進法又は租税特例制限法に定める一定の事業に該当する場 合は、法人税、所得税、地方税(取得税、登録税、財産税)、関税等の減免を受けることがで きる(外国人投資促進法第9条、租税特例制限法第121条の2第1項)。

(ii) 国公有財産の賃貸及び賃貸料の減免

外国人投資企業が国公有財産を賃借し又は使用しようとする場合は、一定の条件を満たしたときは、その使用料又は賃貸料が減免される(外国人投資促進法第13条)。

(iii) 現金支援(Cash-Grant)制度

外国人投資比率が 30%以上であって、一定の要件をみたす場合は、当該の外国人投資の高度な技術を伴う事業の可否、技術移転効果、雇用創出規模、国内投資との重複の可否、立地地域の適正性等を考慮し、工場施設の新築等に必要な資金を現金で支援する(外国人投資促進法第 14 条の 2 第 1 項)。現金支援額は、当該外国投資家との交渉及び外国人投資委員会の審議を通じて決定される(同条第 2 項)。

(iv) 外国人投資地域

国又は地方自治体が中小規模の外国人投資企業の誘致を目的として予め指定した外国人投資地域(団地型外国人投資地域)又は大規模投資を行おうとする外国人投資企業の申請に基づいて指定された外国人投資地域(個別型外国人投資地域)に入居する場合は、敷地賃貸料又は敷地購入費用の支援、租税の減免、賃貸料の減免、一部国内法規定の適用排除等の優遇措置がある(外国人投資促進法第19条・同第20条)。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような場合ですか。

直接投資について、外国人投資促進法上の外国人投資としての保護措置・優遇措置を受けるためには、外国人投資に該当する株式又は持分を取得するに際して、又は外国人投資に該当する借款を行うに際して、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)又は外国為替銀行に外国人投資申告を行い(外国人投資促進法第5~8条・外国人投資促進法施行規則第2条第1項)、かつ出資等の完了後に、外国人投資企業登録を行わなければならない(外国人投資促進法第21条)。

また、外国人投資に対する優遇措置として、租税減免措置等を受けるためには、個別に租税減免申請等を行わなければならない。

5.5 外国企業は、韓国に完全子会社を設立することができますか。

外国人投資除外業種 60 業種及び外国人投資制限業種 30 業種を除いては、韓国国内に外国法人の 100%子会社を設立することも可能である。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

外国人投資申告及び外国人投資企業登録には、申告又は登録をすれば足り、直ちに受理される。

■ 5.7 外国人・外国企業による土地所有に規制は存在しますか。

外国人若しくは外国法人又はこれらが経営支配権を有する韓国法人も、軍事施設保護区域・文化 財保護区域・生態系保存地域内の土地等を除き、原則として、自由に韓国国内の不動産及び不動 産に関する権利を取得することができる³¹。

但し、外国人土地法、外国人投資促進法又は外国為替取引法に基づき、外国人若しくは外国法人 又はこれらが経営支配権を有する韓国法人が韓国国内の不動産及び不動産に関する権利を取得 する場合は、原則として、地方自治体地籍課、外国為替銀行等に申告する必要がある。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制を教えてください。

韓国の労働関係に関する主要な法律は、次のとおりである。

	勤労基準法
	最低賃金法
海山拉带光明 龙头	産業安全保健法
個別的勤労関係法 	産業災害補償保険法
	男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律
	勤労者退職給与保障法
集团的兴庆眼 龙:	労働組合及び労働関係調整法
集団的労使関係法 	勤労者参加及び協力増進に関する法律
	雇用保険法
	障害者雇用促進及び職業再活法
雇用関連法	雇用上年齢差別の禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
	期間制及び短時間勤労者の保護などに関する法律
	派遣勤労者の保護などに関する法律

-

³¹ 但し、韓国国民又は韓国法人に対して土地取得を禁止又は制限する国の国民又は法人に対しては、相互主義の原則により土地の取得が禁止又は制限している場合がある。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

	甘淮	ᅏᄩᄴᄽ	本門·伏口勘觉
区分	基準	延長勤労	夜間・休日勤労
E23	勤労時間 ³²	の要件	の要件
男性勤労者	8 時間/日	・当事者の合意	
为注到力有 	40 時間/週	•12 時間/週 ³³	_
	8 時間/日	・当事者の合意	ナ L の同辛
女性勤労者 	40 時間/週	•12 時間/週 ³⁴	・本人の同意
		・当事者の合意	
 産後1年未満の女性勤労者	8 時間/日	•2 時間/日	・本人の同意
佐後「千木崎の女性勤力有	40 時間/週	•6 時間/週	・労働部長官の認可
		•150 時間/年	
なたちの数学者	8 時間/日	7.7	・理由明示の請求
妊娠中の勤労者 	40 時間/週	不可	・労働部長官の認可
	7 吐即/口	・当事者の合意	・大人の日音
18 歳未満の勤労者	7 時間/日	•1 時間/日	・本人の同意
	40 時間/週	•6 時間/週	・労働部長官の認可
ち宝色吟が娄の勘説之	6 時間/日	7. E	
有害危険作業の勤労者 	34 時間/週	不可	

就業規則(2 週単位の場合)若しくは勤労者代表との書面合意(3 か月単位の場合)により弾力的勤労時間制を導入している場合³⁵、又は勤労者代表との書面合意により選択的勤労時間制を導入している場合は、一定期間(2 週又は 1 か月)における 1 週間の平均勤労時間が 40 時間を超えない範囲で、1 日 8 時間、週 40 時間を超過して労働させることができる。

なお、延長労働、夜間勤労(22 時から 6 時まで)又は休日勤労には、通常賃金の 50%以上を加算 して支給しなければならない。

■ 6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

6.3.1 勤労契約の終了事由

勤労契約の終了事由には、(i)勤労者の意思又は同意による終了(任意退職)、(ii)使用者の一方的意思表示による終了(解雇)、(iii)定年、(iv)期間制勤労者の期間満了がある。

³² 週の基準勤労時間の記載は、2011 年 7 月 1 日以降の、常時勤労者 5 人以上の事業場であることを前提とする。

³³ 勤労基準法の改正法(法令 8372 号、2007 年 4 月 1 日付公布)の施行日(事業場の規模により異なる)後 3 年間 は 16 時間

³⁴ 勤労基準法の改正法(法令 8372 号、2007 年 4 月 1 日付公布)の施行日(事業場の規模により異なる)3 年間は 16 時間

³⁵ 妊娠中の勤労者と18歳未満の年少者には弾力的勤労時間制を適用できない。

6.3.2 解雇

(1) 解雇の制限

解雇には、次のような制限がある。

- (i) 正当理由のない解雇の禁止(勤労基準法第23条第1項)
- (ii) 業務上疾病・負傷期間及び産前・産後休暇期間並びにその後一定期間の解雇の禁止(同第 23条第2項)
- (iii) 労働組合活動を理由とする解雇の禁止(労働組合及び労働関係調整法第81条第1号)
- (iv) 男女均等処遇に反する解雇の禁止(男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律第 11条第1項、勤労基準法第23条第2項)
- (v) 勤労監督官に対する通告を理由とする解雇の禁止(同第 104 条第 2 項)

(2) 解雇の正当理由

使用者が、勤労者に帰責事由がないにもかかわらず、経営上の理由により勤労者を解雇しようとする場合は、(i)緊迫した経営上の必要があること(経営悪化を防止するための事業の譲渡・引受・合併は、緊迫な経営上の必要があるものとみなされる。)(勤労基準法第 24 条第 1 項)、(ii)解雇を避けるための努力を尽くしたこと、(iii)合理的で公正な解雇の基準を定め、これに従ってその対象者を選定したこと(同条第 2 項)、(iv)労働組合又は勤労者代表に 50 日前までに通報し、誠実に協議したこと(同条第 3 項)を必要とし、かかる要件を備えて解雇したときは、正当理由のある解雇とみなされる(同条第 5 項)。

使用者が、勤労者に責に帰すべき理由により勤労者を解雇しようとする場合は、諸般の事情を総合的に勘案して社会通念上解雇が妥当と認められる場合に限り、正当理由のある解雇となる。

(3) 解雇の手続

勤労者を解雇する場合(経営上の理由による解雇及び懲戒手続による解雇を含む。)は、天災・事変その他やむを得ない事由により事業継続が不可能な場合又は勤労者が故意に事業に莫大な支障を招き若しくは財産上損害を及ぼした場合であって、労働部令で定めた事由に該当する場合でない限り、少なくとも 30 日前に解雇事由、解雇時期等を明示した書面をもってその予告をし、又は 30 日分以上の通常賃金(解雇予告手当)を支給しなければならない(勤労基準法第 26 条・同 27 第条)。

使用者は、原則として 1 年以上勤務して退職する勤労者に給与を支給するために退職金制度を設定しなければならず、これにより勤労契約が終了したときは、事由の如何を問わず法定退職金を支給しなければならないため(勤労者退職給与保障法第 4 条)、勤労者を解雇した場合(懲戒手続による解雇を含む。)も、法定退職金を支給しなければならない。

勤労者を経営上の理由により解雇した場合は、勤労者を解雇した日から 3 年以内に解雇された勤労者が解雇当時に担当していた業務と同じ業務を行う勤労者を採用しようとするときは、解雇された勤労者が希望すれば、その勤労者を優先的に雇用しなければならない(勤労基準法第 25 条第 1 項)。

6.3.3 期間制勤労者の期間制限

期間制勤労者の雇用期間は合計 2 年以内でなければならず、2 年を超過して雇用した場合は、期間の定めのない勤労者とみなされる(期間制及び短時間勤労者の保護等に関する法律第 4 条)

■ 6.4 休暇の付与や公休日について強制的な規制はありますか。

6.4.1 有給休日

使用者は、勤労者に対し、1 週間に平均 1 回以上の日(週休日)及び勤労者の日(メーデー:5 月 1日)を、有給休日としなければならない(勤労基準法第 55 条)。

有給休日に勤労させた場合も、通常賃金の 50%以上を加算して支給しなければならない(勤労基準法第56条)。

6.4.2 有給休暇

(1) 年次有給休暇

使用者は、1年間の80%以上を出勤した勤労者に対し、15日の有給休暇を与えなければならず、3年以上継続勤務した勤労者には、25日を限度として、最初の1年を超える継続勤務年数2年ごとに1日を加算した有給休暇を与えなければならない(勤労基準法第60条)。

年次有給休暇は勤労者が求める時期に与え、賃金を支給しなければならず、使用者は未使用の休暇に対して補償をしなければならない。但し、勤労者が請求した時期に休暇を与えると事業運営に重大な支障をきたす場合は、使用者は休暇時期を変更することができ、また、休暇使用促進のための積極的な措置にもかかわらず、勤労者が休暇を使用せずに消滅した場合は、使用者は未使用の休暇に対して補償する義務を負わない(勤労者基準法第60条第5項・同第61条)。

(2) 産前産後有給休暇

使用者は、妊娠中の女性勤労者に対し、産前産後を通じて 90 日の保護休暇を与えなければならず(勤労基準法第 74 条第 1 項)、休暇中の最初の 60 日に対する賃金は事業主が賃金を支給し(通常賃金)³⁶、残余の 30 日に対する賃金は雇用保険から産前後休暇給付が支給される。

(3) 流産・早産・死産休暇

妊娠中の女性勤労者が人工妊娠中絶でない流産又は死産をした場合は、使用者は、当該女性勤労者に対し、妊娠期間に応じた有給休暇を与えなければならない(勤労基準法第 74 条第 2 項、同法施行令第 43 条)。

6.5 雇用契約に競業避止条項のような制限的な誓約を含めることはできますか。

勤労者は、団体協約、就業規則又は勤労契約で定めた場合は、その定めるところにより、勤労契約の存続中に他の事業場に就業し又は営業活動をしない義務を負担し、使用者は、企業秘密の維持や顧客の確保のために就業規則で定めた場合、又は勤労契約によって特別に合意した場合は、合理的な範囲内で勤労者の兼業を制限することができる。さらに、使用者と勤労者は、勤労者の退職後に競業禁止契約を約することも可能である。但し、競業禁止契約は、憲法上保障された勤労者

³⁶ 但し、雇用保険法施行令第 12 条に定める優先支援対象企業は、男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する 法律第 18 条及び雇用保険法第 75 条に基づき、雇用保険から有給休暇 60 日に対する産前産後休暇給付が支給 される場合に、その金額の限度内で賃金の支給が免除される。

の職業選択の自由、勤労権等を過度に制限したり、自由な競争を過度に制限する場合は、民法第 103 条に定めた善良な風俗その他社会秩序に反する法律行為として無効となるとされており、競業禁止契約の有効性に関する判断は、法的保護に値する使用者の利益、勤労者の退職前の地位、競業制限の期間・地域及び対象職種、勤労者に対する対価の提供の有無、勤労者の退職の経緯、公共の利益その他事情を総合的に考慮して行うものとされている。

6.6 雇用契約で、労働者を一定の期間は退職できないようにすることはできますか。

勤労基準法は、使用者は、暴行、脅迫、監禁、その他の精神上又は身体上の自由を不当に拘束する手段により勤労者の自由意思に反する勤労を強要することができないとして、強制勤労禁止の原則を規定しているため(勤労基準法第7条)、勤労者が一定期間を必ず勤務しなければならず、その期間の退職を禁止される旨の約定は、かかる強行規定に違反して無効となる。

■ 6.7 女性労働者は、産前産後休暇を取得することが認められていますか。

前記 6.4.2(2)参照。

■ 6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

勤労者が配偶者の出産を理由に休暇を請求した場合は、使用者は、当該勤労者に対し、3 日の無給休暇を与えなければならない(男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律第 18 条の2)。

6.9 韓国の会社がその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような規制が ありますか。

6.9.1 従業員・役員に対する新株の発行

株式会社が新株を発行して従業員又は役員に新株を割り当てる場合の要件は、株式会社が株主以外の者に新株を割り当てる場合(第三者割当増資)の要件をみたすことを要し、かつそれで足りる。すなわち、株主は、定款に別段の定めがない限り、その有する株式数に応じて新株の割当てを受ける権利(新株引受権)を有しているため(商法第 418 条第 1 項)、株主以外の者に対して新株を割り当てるには、まず、(i)それを可能にする定款の定めがある場合に、(ii)当該定款の定めに従って行うことを要し、かつ、(iii)新技術の導入、財務構造の改善等、会社の経営上の目的を達成するために必要な場合であることを要する(同第 418 条第 2 項)。また、(iv)新株引受権を有する株主を確定するための基準日を定め、基準日の 2 週間前までに、基準日の株主が新株引受権を有する旨を公告しなければならない(同第 418 条第 3 項)。

6.9.2 従業員・役員に対するストックオプションの発行

株式会社は、定款に定めるところにより、株主総会の特殊決議をもって、会社の設立・経営及び技術革新等に寄与し又は寄与することができる会社の理事若しくは監事又は被用者に対し、予め定めた行使価額で新株を引き受け又は当該会社の自己株式を買い受けることのできる権利(「株式買受選択権」)を付与することができる(商法第340条の2第1項)。

定款には、株式買受選択権について、(i)その行使により発行し又は譲渡する株式の種類及び数、(ii)付与される者の資格要件、(iii)行使期間等を定めなければならず(商法第 340 条の 3 第 1 項)、株主総会の決議においては、株式買受選択権について、(i)付与される者の姓名、(ii)付与方法、(iii)行使価額、(iv)行使期間、(v)各付与される者につき行使により発行し又は譲渡する株式の種類及び数を定めなければならない(同条第 2 項)。

なお、(i)無議決権株式を除く発行済株式総数の 10%以上の株式を有する株主、(ii)理事・監事の選任及び解任等、会社の主要経営事項に対して事実上影響力を行使する者、並びに(iii)これらの者の配偶者及び直系尊卑属に対しては、株式買受選択権を付与することはできない(商法第 340 条の2 第 2 項)。また、株式買受選択権の行使により発行する新株又は譲渡する自己株式は、会社の発行済株式総数の 10%を超えることができない(同条第 3 項)。さらに、株式買受選択権の行使価額は、(i)新株を発行する場合は、株式買受選択権の付与日を基準とする株式の実質価額と株式の券面額のいずれか高い額以上の価額、(ii)自己株式を譲渡する場合は、株式買受選択権の付与日を基準とする株式の実質価額以上の価額でなければならない(同条第 4 項)。

6.10 韓国の会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けること ができますか。

韓国の法令上、韓国法人の従業員が外国法人のストックオプションを取得することについて、これを制限する特段の規定はない。

■ 6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

株式買受選択権を付与された理事、監事及び被用者は、株式買受選択権を行使した時点で、行使時の時価と実際の買受価格の差額について勤労所得(被用者が雇用期間中に行使した場合)、または、その他所得(退職後又は雇用関係なく行使した場合)として課税される。なお、株式買受選択権を行使して取得した株式を売却する場合であって、当該株式が譲渡所得税の課税対象株式である場合には、株式の譲渡価額と株式買受選択権行使時点の時価の差額について譲渡所得として課税されるものとされており、課税の繰延べ、優遇税率等の優遇措置はない。

7. 知的財産

7.1 韓国ではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

韓国において法律上保護される知的財産権には、(i)特許権(特許法)、(ii)実用新案権(実用新案法)、(iii)デザイン権(デザイン保護法)³⁷、(iv)商標権(商標法)、(v)著作権(著作権法)がある。

その他、重要な知的財産権関連法令として、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、産業技術の流出防止及び保護に関する法律、ドメイン名紛争調停規程等がある。

7.2 韓国が締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

韓国は、2011 年 6 月 1 日時点で、以下の知的財産関連条約の締約国となっており、主要な知的財産関連条約で韓国が締約国となっていないものはない。

- (i) The Convention Establishing the World Intellectual Property Organization
- (ii) The Paris Convention for the Protection of Intellectual Property
- (iii) The Patent Cooperation Treaty (PCT)
- (iv) The Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit Microorganism for the Purpose of Patent Procedure
- (v) The WTO Agreement on Trade related aspect of Intellectual Property Rights; TRIPs Agreement
- (vi) The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works
- (vii) The Strasbourg Agreement Concerning the International Patent Classification
- (viii) The Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of Registration of marks)
- (ix) The Trademark Law Treaty
- (x) Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会その他の競争当局のような公的 機関による規制又はガイドラインは存在しますか。

公正取引委員会は、2000 年 8 月 30 日、「知的財産権の不当な行使に関する指針」を制定しており、例えば、知的財産権の使用許諾時における不公正な取引を規制したうえ、2010 年 3 月 31 日付で上記指針を改正し(施行日:2010 年 4 月 7 日)、知的財産権の濫用行為をより具体的に規定して、これを規制できるガイドラインを備えることになった。

_

³⁷ 日本の意匠権(意匠法)に相当する。

8. 為替管理

8.1 韓国に持ち込む又は韓国から持ち出すことができる現地通貨の額に制限はありますか。

居住者又は非居住者が 1 万米ドルを超過する支払手段を携帯搬入する場合、及び韓国国民である居住者が 1 万米ドルを超過する支払手段を携帯搬出する場合は、管轄税関長に申告しなければならない(外国為替取引規程第6条の2)。

したがって、居住者又は非居住者が 1 万米ドルを超過する韓国通貨、ウォン貨建小切手等を携帯搬入する場合、及び韓国国民が 1 万米ドルを超過する韓国通貨、ウォン貨建小切手等を携帯搬入する場合は、管轄税関長に申告しなければならない。

8.2 韓国に持ち込む又は韓国から持ち出すことができる外国通貨の額に制限はありますか。

居住者又は非居住者が 1 万米ドルを超過する支払手段を携帯搬入する場合、及び韓国国民である居住者が 1 万米ドルを超過する支払手段を携帯搬出する場合は、管轄税関長に申告しなければならない(外国為替取引規程第6条の2)。

したがって、居住者又は非居住者が 1 万米ドルを超過する外国通貨、外貨建小切手等を携帯搬入する場合、及び韓国国民が 1 万米ドルを超過する外国通貨、外貨建小切手等を携帯搬入する場合は、管轄税関長に申告しなければならない。

8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

全ての外国為替取引(支払・受領)は、外国為替取引銀行を通じなければならず、韓国の全ての銀行は外国為替取引銀行として指定されている。経常取引に対しては原則として申告義務がないが、資本取引の場合には、申告免除事由として列挙された事項を除いては、韓国銀行など関連機関に外国為替取引申告をすべき義務がある。外国為替取引申告義務に違反する場合には、海外送金への制限あるいは刑事処罰及び過料が課されることがある。

9. M&A

9.1 韓国の会社が利用することのできるM&Aの方法には、どのようなものがありますか。

韓国の株式会社の事業又は持分を取得するために利用しうる法律上の手段としては、以下のもの

がある。

(1) 合併(商法第 522 条以下)

合併は、2 つ以上の会社(「当事会社」)の一部(吸収合併の場合:商法第 523 条)又は全部(新設合併の場合:商法第 524 条)(「消滅会社」)が解散し、消滅会社の有する権利義務が消滅会社の清算手続を経ることなく他の当事会社(吸収合併の場合)(「存続会社」)又は新たに設立する会社(新設合併の場合)(「新設会社」)に包括的に承継される(同第 530 条第 2 項・第 235 条)ものである。

消滅会社の株主は、合併契約の定めに従って存続会社又は新設会社の株式の割当てを受け、存 続会社又は新設会社の株主となる。消滅会社の株主に、現金その他の財産を交付して存続会社又 は新設会社の株式を割り当てない方法(交付金合併、三角合併等)は認められていない。

(2) 会社分割(商法第530条の2以下)

会社分割は、1 つの会社(「分割会社」)が 2 つ以上に分割され、分割部分について分割会社の有する権利義務が、分割会社が新たに設立する会社に包括的に承継され(単純分割³⁸ の場合: 商法第530 条の 2 第 1 項)、若しくは既存の他の会社との合併によって当該他の会社(吸収分割合併³⁹ の場合: 同第530 条の 6 第 1 項)若しくは新たに設立する会社(新設分割合併⁴⁰ の場合: 同条第 2 項)に包括的に承継され(分割合併: 同法第530条の2第2項)、又は単純分割及び分割合併が同時に行われる(同条第3項)ものである。

会社分割には、分割会社が分割後に消滅する場合(消滅分割: 商法第 530 条の 5 第 1 項・第 530 条の 7 第 3 項)と分割後も存続する場合(存続分割: 同第 530 条の 5 第 2 項・第 530 条の 7 第 3 項)がある。

また、単純分割又は新設分割合併の場合は、分割会社の株主が新たに設立する会社(「新設会社」)の株式の割当てを受けて新設会社の株主となる場合(人的分割:商法第 530 条の 5 第 1 項第 4 号)と分割会社が新設会社の株主となる場合(物的分割:同第 530 条の 12)がある。吸収分割合併の場合は、人的分割のみが認められ、物的分割は認められない。

(3) 株式交換(商法第 360 条の 2 以下)

株式交換は、2 つの会社の一方(「完全子会社となる会社」)が他方の会社(「完全親会社となる会社」)の発行済株式の全部を移転することにより、完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の発行済株式の全部を有することになるものである。

(4) 株式移転(商法第 360 条の 15 以下)

株式移転は、会社(「完全子会社となる会社」)が新たに設立する会社(「完全親会社となる会社」)に対して発行済株式の全部を移転することにより、完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の発行済株式の全部を有することになるものである。

(5) 営業譲渡(商法第 41~45 条・第 374 条)

営業譲渡は、会社等が自己の営業の全部又は一部を第三者に特定承継させるものである。会社

³⁸ 日本法上の単独の新設分割に相当する。

³⁹ 日本法上の吸収分割に相当する。

⁴⁰ 日本法上の共同新設分割に相当する。

分割と異なり、営業を構成する権利、義務等を特定承継させるものであるため、営業を構成する債務 又は契約上の地位を承継させるには、個別に債権者又は契約の相手方の同意を必要とする。

(6) 発行済株式の譲受け(商法第 335 条第 1 項)

株式は、原則として、他人に譲渡することができる(商法第335条第1項)。

(7) 新規発行株式の引受け(商法第 416 条以下)

会社は、原則として、その設立後も新たに株式を発行することができ(商法第 416 条)、新株は、新技術の導入、財務構造の改善等、会社の経営上の目的を達成するために必要なときは、定款に定めるところにより株主以外の者に新株を割り当てることができる(第三者割当増資:商法第 418 条第 2 項)。

9.2 各方法を実施する上での手続及び実施に要する時間はどうなっていますか。

9.2.1 合併

合併の手続は、以下のとおりである。

(1) 合併契約書の作成・締結

当事会社は、法定記載事項(商法第 523 条・第 524 条)を記載した合併契約書を作成し(同第 522 条第 1 項)、理事会の承認を経て(同第 393 条第 1 項)、代表理事が当事会社を代表して(同第 389 条第 1 項)合併契約を締結する。

(2) 合併契約書等の開示

当事会社の理事は、株主総会の 2 週間前から合併の日後 6 か月を経過する日まで、合併契約書、株式割当理由書並びに各当事会社の最終の貸借対照表及び損益計算書を、本店に備え置かなければならない(同第522条の2)。

(3) 株主総会の承認決議

当事会社は、合併契約書につき、株主総会の承認を得なければならない(商法第 522 条第 1 項)。但し、(i)(a)吸収合併に際して消滅会社の総株主の同意がある場合、又は(b)存続会社が消滅会社の発行済株式総数の 90%以上を有している場合は、消滅会社は、理事会の承認をもって株主総会の承認に代えることができる(同第 527 条の 2)。また、(ii)吸収合併に際して存続会社が発行する新株がその発行済株式総数の 5%以下であり、かつ合併交付金の額が存続会社の最終の貸借対照表上の純資産額の 2%以下である場合は、存続会社は、理事会の承認をもって株主総会の承認に代えることができる(同第 527 条の 3)。

株主総会の承認決議は、(i)出席株主の議決権の3分の2以上、かつ(ii)発行済株式総数の3分の1以上の賛成によって成立する(商法第522条第3項・第434条)。

(4) 反対株主の株式買取請求権

合併に反対する当事会社の株主は、株主総会前に会社に対して書面でその決議に反対する意思 を通知したときは、総会の決議日から 20 日以内に会社に対して法定事項を記載した書面を提出す ることにより、会社に対し、自己の有する株式の買取りを請求することができる(商法第 522 条の 3)。

(5) 債権者保護手続

各当事会社は、株主総会の決議日から 2 週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば 1 か

月以上の期間内にこれを提出することを公告し、かつ、知れている債権者に対し、個別にこれを催告 しなければならない(商法第527条の5)。

(6) 合併事項の事後開示

当事会社の理事は、合併の日から 6 か月間、合併に関する事項を記載した書面を、本店に備え置かなければならない(商法第527条の6)。

9.2.2 会社分割

会社分割の手続は以下のとおりである。

(1) 分割計画書・分割合併契約書の作成・締結

当事会社は、法定記載事項(商法第 530 条の 5・第 530 条の 6)を記載した分割計画書又は分割合併契約書を作成し(同第 530 条の 3 第 1 項)、理事会の承認を経なければならず(同第 393 条第 1 項)、分割合併の場合は、さらに代表理事が当事会社を代表して(同第 389 条第 1 項)分割合併契約を締結する。

(2) 分割計画書・分割合併契約書等の開示

分割会社の理事は、株主総会の 2 週間前から分割又は分割合併の日後 6 か月を経過する日まで、分割計画書又は分割合併契約書、分割部分の貸借対照表、分割合併の場合は相手方会社の貸借対照表、及び株式割当理由書を、本店に備え置かなければならない(商法第 530 条の 7 第 1 項)。

分割合併の場合は、相手方会社の理事も、株主総会の2週間前から分割又は分割合併の日後6か月を経過する日まで、分割合併契約書、分割会社の分割部分の貸借対照表、及び株式割当理由書を、本店に備え置かなければならない(商法第530条の7第2項)。

(3) 株主総会の承認決議

当事会社は、分割計画書又は合併契約書につき、株主総会の承認を得なければならない(商法第530条の3第1項)。但し、分割合併においては、(i)(a)分割会社の総株主の同意がある場合、又は(b)相手方会社が分割会社の発行済株式総数の90%以上を有している場合は、分割会社は、理事会の承認をもって株主総会の承認に代えることができる(同第530条の11第2項・第527条の2)。また、分割合併において、(ii)相手方会社が発行する新株がその発行済株式総数の5%以下であり、かつ分割合併交付金の額が相手方会社の最終の貸借対照表上の純資産額の2%以下である場合は、相手方会社は、理事会の承認をもって株主総会の承認に代えることができる(同第530条の11第2項・第527条の3)。

株主総会の承認決議は、(i)出席株主の議決権の3分の2以上、かつ(ii)発行済株式総数の3分の1以上の賛成によって成立する(商法第530条の3第3項・第434条)。

(4) 反対株主の株式買取請求権(分割合併のみ)

分割合併に反対する当事会社の株主は、株主総会前に会社に対して書面でその決議に反対する 意思を通知したときは、総会の決議日から 20 日以内に会社に対して法定事項を記載した書面を提 出することにより、会社に対し、自己の有する株式の買取りを請求することができる(商法第 530 条 の 11 第 2 項・第 522 条の 3)。

(5) 債権者保護手続(分割合併のみ)

分割合併の各当事会社は、株主総会の決議日から 2 週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば 1 か月以上の期間内にこれを提出することを公告し、かつ、知れている債権者に対し、個別にこれを催告しなければならない(商法第530条の11第2項・商法第527条の5)。

9.2.3 株式交換・株式移転

株式交換・株式移転の手続は以下のとおりである。

(1) 株式交換契約書の作成

当事会社は、法定記載事項(商法第 360 条の 3 第 3 項・第 360 条の 16 第 1 項)を記載した株式 交換契約書又は株式移転計画書を作成し(同第 360 条の 3 第 1 項・第 360 条の 16 第 1 項)、理事会の承認を経なければならず(同第 393 条第 1 項)、株式交換の場合は、さらに、代表理事が当事会社を代表して(同第 389 条第 1 項)株式交換契約を締結する。

(2) 株式交換契約書・株式移転計画書等の事前開示

当事会社の理事は、株主総会の2週間前から株式交換・株式移転の日後6か月を経過する日まで、株式交換契約書又は株式移転計画書、株式割当理由書並びに当事会社の最終の貸借対照表及び損益計算書を、本店に備え置かなければならない(商法第360条の4・第360条の17)。

(3) 株主総会の承認決議

当事会社は、株式交換契約書又は株式移転計画書につき、株主総会の承認を得なければならない(商法第 360 条の 3 第 1 項・第 360 条の 16 第 1 項)。但し、株式交換においては、(i)(a)完全子会社となる会社の総株主の同意がある場合、又は(b)完全親会社となる会社が完全子会社となる会社が完全子会社となる会社は、理事会の承認をもって株主総会の承認に代えることができる(同第 360 条の 9)。また、株式交換において、(ii)完全親会社となる会社が株式交換のために発行する新株がその発行済株式総数の 5%以下であり、かつ株式交換交付金の額が完全親会社となる会社の最終の貸借対照表上の純資産額の 2%以下である場合は、完全親会社となる会社は、理事会の承認をもって株主総会の承認に代えることができる(同第 360 条の 10)。

株主総会の承認決議は、(i)出席株主の議決権の 3 分の 2 以上、かつ(ii)発行済株式総数の 3 分の 1 以上の賛成によって成立する(商法第 360 条の 3 第 2 項・第 360 条の 16 第 2 項・第 434 条)。

(4) 反対株主の株式買取請求権

株式交換又は株式移転に反対する当事会社の株主は、株主総会前に会社に対して書面でその決議に反対する意思を通知したときは、総会の決議日から 20 日以内に会社に対して法定事項を記載した書面を提出することにより、会社に対し、自己の有する株式の買取りを請求することができる(商法第 360 条の 5・第 360 条の 22)。

(5) 株式交換事項・株式移転事項の事後開示

当事会社の理事は、株式交換又は株式移転の日から 6 か月間、株式交換又は株式移転に関する 事項を記載した書面を、本店に備え置かなければならない(商法第360条の12・第360条の22)。

9.2.4 営業譲渡

営業譲渡の手続は以下のとおりである。

(1) 営業譲渡契約の締結

営業の譲渡人及び譲受人は、営業譲渡契約を作成する、株式会社である譲渡人又は譲受人の場合は、理事会の承認を経て(商法第393条第1項)、代表理事が代表して(同第389条第1項)営業譲渡契約を締結する。営業譲渡契約は、書面で締結するのが通常であるが、書面によることが要求されているわけではなく、法定記載事項も定められていない。

(2) 株主総会の承認決議

株式会社が営業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、株主総会の承認を得なければならない(商法第374条第1項第1号)。

株式会社が他の会社の営業の全部を譲り受ける場合も、株主総会の承認を得なければならない (商法第 374 条第 1 項第 3 号)。

いずれも、株主総会の承認決議は、(i)出席株主の議決権の3分の2以上、かつ(ii)発行済株式総数の3分の1以上の賛成によって成立する(商法第374条第1項柱書・第434条)。

(3) 反対株主の株式買取請求権

営業の譲渡又は譲受けにつき株主総会の承認を得なければならない場合は、決議事項に反対する株主は、株主総会前に会社に対して書面でその決議に反対する意思を通知したときは、総会の決議日から 20 日以内に会社に対して法定事項を記載した書面を提出することにより、会社に対し、自己の有する株式の買取りを請求することができる(商法第 374 条の 2)。

9.2.5 発行済株式の譲受け

株式会社の発行済株式を譲り受ける手続は、以下のとおりである。

(1) 株式譲渡契約の締結

株式の譲渡人及び譲受人は、株式譲渡契約を作成する。株式会社である譲渡人又は譲受人の場合に、当該株式譲渡が「重要な資産の譲渡」その他の重要な業務執行に該当するときは、理事会の承認を得なければならず(商法第 393 条第 1 項)、代表理事が代表して(同第 389 条第 1 項)株式譲渡契約を締結する。株式譲渡契約は、書面で締結するのが通常であるが、書面によることが要求されているわけではなく、法定記載事項も定められていない。

(2) 理事会の承認

株式の発行会社の定款に、株式の譲渡につき理事会の承認を要する旨の定めがある場合(商法 第335条第1項但書)は、発行会社の理事会の承認を得なければならない。

(3) 株券の授受

株式の譲渡は、譲渡人から譲受人に対して株券を交付しなければ、その効力を生じない(商法第336条第1項)。

(4) 株主名簿の書換え

記名株式の譲渡は、譲受人の名称及び住所を株主名簿に記載しなければ、これを会社に対抗することができない(商法第337条第1項)。

9.2.6 新規発行株式の引受け(第三者割当増資)

株式会社が新規に株式を発行し、株主以外の者がこれを引き受ける手続は、以下のとおりである。

(1) 発行事項の決定

新株を発行する会社は、法定の新株発行事項(商法第 416 条各号)であって定款に規定のないものを、理事会で決定しなければならない(同条柱書本文)。但し、定款に株主総会の決定事項とする旨の定めがある場合は、株主総会で決定する(同条柱書但書)。

(2) 定款所定の要件・手続の充足

新株を株主以外の者に割り当てる⁴¹には、(i)定款に新株を株主以外の者に割り当てることができる旨の定めがなければならず、かつ、(ii)定款に定められた新株を株主以外の者に割り当てるための要件及び手続を充足しなければならない(商法第 418 条第 2 項本文)。株主は、その者が有する株式数に従い、新株の割当てを受ける権利があるため(同条第 1 項)、これを排除する必要があるからである。

(3) 経営上の目的を達成する必要性

新株を株主以外の者に割り当てるには、新技術の導入、財務構造の改善等、会社の経営上の目的を達成するための必要性があることを要する(商法第418条第2項但書)。

(4) 株式申込書の作成

新株を発行する会社は、法定記載事項を記載した株式申込書を作成しなければならない(商法第420条)。

(5) 株式引受けの申込み

株式引受けの申込みをしようとする者は、株式申込書に所定の事項を記載して、記名捺印又は署名をしなければならない(商法第425条第1項·第302条第1項)。

(6) 引受価額の全額の払込み

株式引受人は、払込期日に、株式申込書所定の払込場所において、引き受けた株式の引受価額の全額の払込みをなす義務を負う(商法第 421 条・第 425 条第 1 項・第 303 条・第 305 条第 2 項)。

株式引受人は、払込期日に払込みをしたときは、払込期日の翌日から株主となり(商法第 423 条 第 1 項)、払込期日に払込みをしなかったときは、その権利を失う(同条第 2 項)。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

株式会社の事業又は持分を取得するための法律上の手段のうちいずれの手段を利用するかは、 事業又は持分を取得する目的並びに各手段の手続、要件及び効果を総合的に検討して判断すべき 問題であり、一定の基準を見出すことは困難である。

.

⁴¹ 株主に対して、持株比率と異なる割合で割り当てる場合を含む。

9.4 組織再編に関わる会社の1つが上場会社である場合、追加的に必要となる要件があれば教えてください。

事業再編の当事会社が上場会社である場合でも、事業再編に際して特に追加される要件はない。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがありますか。また、強制的公開買付規制が適用されるのはいつですか。

10 名以上の者から、株式市場外で、上場会社の株式の買付けその他の有償での譲受け(「買付け等」)をしようとする者は、当該買付け等をした後に本人及びその特別関係者が保有することとなる株式の数の合計が、当該株式の総数の 5%以上となるときは、原則として、公開買付けによらなければならない(資本市場と金融投資業に関する法律第 133 条・同法施行令第 139 条~第 144 条)。

本人及びその特殊関係者が保有する上場会社の株式の数の合計が、当該株式の総数の 5%以上となった者は、5 日以内に、その保有状況と保有目的などを開示しなければならず、その後、保有株式の数が当該株式総数の 1%以上変動した場合又は当該株式の保有目的等が変更された場合も、これを開示しなければならない(資本市場と金融投資業に関する法律第 147 条・同法施行令第 153 条~第 155 条)。

その保有する上場会社の株式の数の合計が、当該株式の総数の 10%以上となる株主(「主要株主」:資本市場と金融投資業に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号)は、5 日以内に、その所有状況を開示しなければならず、その後、所有状況に 1 株でも変動がある場合は、5 日以内に、これを開示しなければならない(資本市場と金融投資業に関する法律第 173 条・同法施行令第 200 条)。

■9.6 外国会社も、上記組織再編方法を用いることができますか。

韓国法以外の法令に準拠して設立された会社(外国会社)は、韓国で事業を行う会社であっても、その法人格(一般的権利能力)の有無の決定は、韓国法ではなく、設立準拠法によるものと解釈されている。同様に、会社の機関構成、株主又は社員の権利、会社の合併、会社分割その他の組織再編、解散、清算等についても、原則として、韓国法ではなく、設立準拠法が適用されると解釈されている。したがって、上記 9.1 に列挙した法律上の組織再編の手段は、外国会社には適用されない。但し、韓国国内に事実上の本店を設置する会社又は韓国国内で営業することを主たる目的とする会社は、外国会社であっても、韓国法に準拠して設立された会社と同一の規定に従わなければならない(商法

なお、外国会社が、韓国国内で継続して取引をしようとするときは、韓国における代表者を定めて、営業所(支店)を設置し、営業所の設置について、韓国で設立される同種の会社又は最も類似する会社の支店と同一の登記をしなければならない(商法第614条第1項・第2項・第616条)。

第617条)。

9.7 韓国内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を制限するための法律又は他の形態の規制は存在しますか。

系列会社を含む総資産又は総売上高が 2000 億ウォン以上の事業者は、系列会社を含む総資産額又は総売上高が 200 億ウォン以上の会社を相手方として、(i)その会社の発行済株式総数の 20%以上(上場会社の場合は 15%)を取得する場合、(ii)その会社の発行済株式総数の 20%以上 (上場会社の場合は 15%)を保有している株主がその会社の株式を追加取得してその筆頭株主になる場合、(iii)役員又は従業員にその会社の役員を兼任させる場合、(iv)その会社と合併し、若しくはその会社の営業の全部若しくは重要な一部を譲り受ける場合、(v)その会社と新たに設立する会社の最大の出資者となる場合は、原則として、公正取引委員会に対し、企業結合申告をしなければならない(独占規制及び公正取引に関する法律第 12 条第 1 項・同法施行令第 18 条)。

企業結合申告は、原則として、企業結合日後30日以内に行わなければならないが(事後申告)、系列会社を含む総資産又は総売上高が2兆ウォン以上の事業者が当事者となっている場合は、事前の所定の期間内に行わなければならない⁴²(事前申告)(独占規制及び公正取引に関する法律第12条第6項・第7項・同法施行令第18条)。事前申告の場合は、申告期間前でも、公正取引員会に企業結合申告書を提出して競争制限性に対する事前審査を受けることができる(独占規制及び公正取引に関する法律第12条第8項・第9項)

また、株式の取得・所有、役員の兼任、合併、営業の譲受け又は合弁会社の設立によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになる場合は、当該行為を行ってはならない(独占規制及び公正取引に関する法律第7条)⁴³。

10. 租税

10.1 会社に韓国の法人税が課税される範囲は、どのように決定されていますか。

内国法人の場合は、国内及び国外の全ての所得に対して法人税が課税される。但し、非営利内国 法人の場合は、国内及び国外の収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税される(法人税 法第3条第3項)。

外国法人の場合は、韓国国内に源泉のある所得に対して法人税が課税される。但し、非営利外国 法人の場合は、国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税される(法 人税法第3条第4項)。

⁴² 役員の兼任の場合は除かれる。

⁴³ 役員の兼任については、系列会社を含む総資産又は総売上高が2兆ウォン未満の事業者が当事者となる場合は 除かれる。

10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

次のいずれかに該当する者は、韓国で所得税納税の義務がある。

- (1) 居住者:国内に住所を置いたり、1年以上居所を置く個人
- (2) 非居住者:居住者ではない者として韓国内源泉所得のある個人 韓国国内に住所を有する者又は1年以上居所を有する者は、韓国の居住者に該当する。 次のいずれかに該当する者は国内に住所を有する者とみなされる。
- (1) 継続して1年以上国内で居住することを通常必要とする職業を持つ者
- (2) 国内で生計を共にする家族があり、その職業及び資産状態からみて引き続き1年以上居住すると認められる者

10.3 法人税率及びその適用方法について教えて下さい。

法人税税率は、以下のとおりである(法人税法第 55 条)。なお、これに法人税の 10%の住民税が 賦課される。

		事業年度の初日	
		2010年1月1日	2012年1月1日~
		~2011 年 12 月 31 日	
課税所得	2 億ウォン以下	10%	10%
	2 億ウォン超	22%	20%

■ 10.4 外国会社が韓国国内で得た所得に課される税率を教えてください。

前記 10.1・10.3 参照

10.5 韓国では、他にどのような税金を支払う必要がありますか。

韓国の主な租税の種類は、以下のとおりである。

国税	内国税	直接税	所得税		
			法人税		
			相続税		
			贈与税		
			不当利得税		
		間接税	一般消費税	付加価値税	
			個別消費稅	特別消費税	
			凹加州其忧	酒税	
			流通税	印紙税	
			加 坦彻	証券取引税	
	関税				
	交通税				
	教育税				
	農漁村特別税				

	総合不動産税		
地方税	道税	普通税	取得税
			登録税
			レジャー税
			地方消費税
		目的税	地域資源施設税
			地方教育税
	市·郡税	普通税	住民税
			地方所得税
			財産税
			自動車税
			タバコ消費税

10.6 配当には課税されますか。

配当所得に対しても法人税又は所得税が課税される。但し、日韓租税条約により、利潤配当が発生した会計期間終了の直前 6 か月間配当を支給する法人の議決権株式の 25%以上を直接所有する法人は、配当総額の 5%の税率で課税され、その他の場合には 15%の税率で課税される。

10.7 源泉徴収税はありますか。

10.7.1 源泉徴収すべき所得

以下の所得は、源泉徴収の方法により課税される。

- (1) 法人の場合
 - (i) 非営業代金の利益
 - (ii) その他利子所得金額
 - (iii) 投資信託の利益
- (2) 個人の場合
 - (i) 利子所得金額
 - (ii) 配当所得金額
 - (iii) 源泉徴収対象事業所得に対する収入金額
 - (iv) 勤労所得金額
 - (v) 年金所得金額
 - (vi) その他所得金額
 - (vii) 退職所得金額
 - (viii) サービス料収入金額

10.7.2 源泉徴収の方法

源泉徴収義務者は、税法に規定した源泉徴収対象所得又は収入金額を支給する個人又は法人で、税務署における事業者登録又は固有番号登録の有無に関係なく、所得の支給を受ける者から 所得税を源泉徴収して国庫に納付すべき義務を負う。

10.8 韓国では、キャピタルゲインが課税の対象となりますか。

外国法人が国内にある次に該当する資産・権利の譲渡によって発生する所得に対しては、法人税が課税される。

- (i) 土地又は建物
- (ii) 不動産に関する権利
- (iii) 事業用固定資産とともに譲渡する営業権
- (iv) 施設物利用権
- (v) 不動産の株式又は出資持分(資産総額のうち、土地、建物及び不動産に関する権利の資産 価額の合計額が50%以上である法人の株式又は出資持分)
- (vi) 内国法人が発行した株式又は出資持分及びその他の有価証券
- (vii) 外国法人が発行した株式又は出資持分(証券市場に上場されたものに限る。)
- (viii) 外国法人の国内事業場が発行したその他の有価証券

11. 紛争解決

11.1 韓国における民事訴訟手続の概要を教えてください。

11.1.1 訴えの提起

(1) 訴状の提出

民事訴訟は、当事者の訴え提起によって初めて開始され、職権によって開始されることはない。 訴え提起は、原告となる者が訴状を管轄裁判所に提出してなす(民事訴訟法第 248 条)。訴状に は、当事者及びその法定代理人並びに請求の趣旨及び原因を記載する(民事訴訟法第 249 条)。

裁判所は、訴状の副本を被告に送達しなければならず(民事訴訟法第 255 条)、訴状副本が被告に送達された時に、裁判所に訴訟が係属する。

(2) 訴え提起の効果

訴え提起の実体法上の効果としては、時効の中断(民法第 168 条)、法令上の提訴期間その他の期間遵守(民法第 204 条第 3 項・第 205 条第 2 項・民法第 206 条第 2 項等)等を生じ、訴状送達の実体法上の効果としては、善意占有者の悪意の擬制(民法第 197 条第 2 項)、手形法上の償還請求権の消滅時効の進行(手形法第 70 条第 3 項)等を生じる。訴訟係属の訴訟法上の効果としては、当事者がさらに訴えを提起することが禁止される(重複提訴禁止:民事訴訟法第 259 条)。

(3) 答弁書の提出

被告は、訴状副本の送達を受けた日から30日以内に答弁書を提出する(民事訴訟法第256条第1項)。被告が答弁書を提出しない場合は、裁判所は、原告が請求の原因として主張した事実を被告が自白したものとみなして、弁論なしに判決することができる(民事訴訟法第257条第1項)。

11.1.2 審理

(1) 期日

裁判長は、弁論なしに判決する場合でない限り、遅滞なく弁論期日又は弁論準備期日を定める(民事訴訟法第 258 条第 1 項)。通常は、訴状の副本が被告に到達した日から約 2~3 か月後に第 1 回期日が指定される。

その後の期日は、職権又は当事者の申立てにより裁判長が指定する(民事訴訟法第 165 条第 1項)。通常は、直前の期日から約 4~6 週間後に次回期日が指定される。

(2) 弁論

審理を進行・整理するための訴訟指揮権は、裁判所又は裁判長に属するが(民事訴訟法第 140 条~第 145 条)、裁判に必要な事実及び証拠(裁判資料)を収集・提出する権限及び責任は、原則として当事者に属する(弁論主義)。但し、家事訴訟(家事訴訟法第 17 条)、行政訴訟(行政訴訟法第 26 条)、非訟事件(非訟事件手続法第 11 条)、特許審判事件(特許法第 159 条)、選挙訴訟(公職選挙法第 227 条第 1 項)においては、裁判資料の収集・提出が裁判所の責任とされている(職権探知主義)。

裁判所は、通常、準備書面交換方式による弁論準備手続として、期間を定めて、当事者に準備書面その他の書類を提出させ、又は当事者間でこれを交換させ、主張事実を証明する証拠の申立てをさせる(民事訴訟法第 280 条)。また、裁判長等は、主張や証拠を整理するために必要と認めるときは、弁論準備期日方式の弁論準備手続として、弁論準備期日を指定して当事者に出席させる(同第 282 条)。弁論の準備が終わったと判断されれば、裁判長が直ちに弁論期日を指定し、当事者は当該弁論期日に弁論準備期日の結果を陳述し、裁判所が、弁論準備手続で整理された結果に応じて証拠調査(証人尋問)を行う(同第 287 条)。

裁判所は、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を参酌し、自由心証によって当事者の主張する事実の存否を判断する(民事訴訟法第 202 条)。

(3) 訴訟の終了

訴訟係属の終了事由としては、裁判所の終局判決の確定によるほか、原告による訴えの取下げ (民事訴訟法第 266 条・第 267 条)、当事者の一方による請求の放棄又は認諾(同第 220 条)、当事 者双方による裁判上の和解(同条)がある。

判決は、弁論が終結した日から 2 週間以内(複雑な事件又は特別の事情がある場合でも 4 週間以内)に(民事訴訟法第 207 条第 1 項)、宣告しなければならない。なお、判決は訴えが提起された日から 5 か月以内に宣告するものとされているが(民事訴訟法第 199 条)、同規定は強制力を有しない規定であり、実際には、訴えの提起後から判決までに 6 か月を超える場合がほとんどであり、1 年を超える場合も少なくない。判決書には、当事者と法定代理人、主文、請求の趣旨、理由、弁論終結日、及び裁判所を記載しなければならず(民事訴訟法第 208 条第 1 項)、理由には、原則として、主文が正当であると認めるに足りる程度に、当事者の主張その他の攻撃防御方法に関する判断を表示する(同第 208 条第 2 項)。

(4) 上訴

裁判所の判決、決定又は命令に対しては、不服申立て(上訴)をすることができる(民事訴訟法第390条~第450条)。

第一審の終局判決に対しては、控訴の利益がある限り、判決が送達された日から 2 週間以内に控訴をすることができる(民事訴訟法第 390 条第 1 項・第 396 条)。控訴審においては、第一審における訴訟行為の効果が効力を有するとともに(同第 409 条・第 410 条)、第一審の弁論終結後に生じた事由に限らず、新たな攻撃防御方法を提出することができる。控訴審における審理及び判決は、当事者の不服申立ての範囲に限られる(同第 407 条・第 415 条)。

控訴審の終局判決に対しては、判決に影響を及ぼした憲法、法律、命令又は規則の違反を理由にする場合に限り、判決が送達された日から2週間以内に上告をすることができる(民事訴訟法第422条・第423条・第425条・第396条)。上告審においては、原判決が適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する(同第432条)。上告審における審理及び判決は、当事者の不服申立ての範囲に限られる(同第431条)。

11.2 韓国では、外国判決はどのように執行されますか。

外国裁判所の確定判決は、次の各号の要件をみたす場合には、韓国国内においても効力を有する(民事訴訟法第 217 条)。

- (i) 当該外国裁判所に国際裁判管轄権が認められること
- (ii) 敗訴した被告が訴訟の開始に必要な呼出若しくは命令の送達を受け、又はこれらを受けず に応訴したこと
- (iii) 当該外国裁判所の判決が、公序良俗に反しないこと
- (iv) 相互の保証があること

外国裁判所の判決を韓国国内において執行しようとする場合は、韓国において、執行判決を得るための執行判決訴訟を提起する必要があり、執行判決訴訟が認容されるためには、外国裁判所の確定判決が韓国国内において効力を有するための上記の要件をみたすことのほか、当該外国裁判所の判決が確定していることが証明されなければならない(民事執行法第 26 条・同第 27 条)。

▋11.3 韓国において利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがありますか。

韓国国内において利用しうる裁判外紛争解決手続としては、以下のものがある。

(1) 調停

中立的な第三者(調停人)が紛争当事者の間に介入して和解に至るよう助ける手続である。

一般的には、民事調停法によって裁判所が調停をする。調停が成立して調停調書が作成されれば、裁判上の和解と同一の効力を有する(民事調停法第29条)。

その他、個別法令上、次のような委員会で各種紛争調停手続に関する紛争調停が行われる。

- (i) 消費者紛争調停委員会(消費者基本法第 60 条)
- (ii) 環境紛争調停委員会(環境紛争調停法第2章)
- (iii) 金融紛争調停委員会(金融委員会の設置等に関する法律第3章第5節)
- (iv) 建設紛争調停委員会(建設産業基本法第8章)

- (v) 著作権審議調停委員会(著作権法第7章)
- (vi) 韓国著作権委員会(著作権法第8章)
- (vii) 通信委員会(電気通信基本法第5章)
- (viii) その他、下請、水産業、鉱業、医療等の分野に関する調停委員会

(2) 仲裁

当事者の合意によって選出された仲裁人の仲裁判断に従って当事者間の紛争を解決する手続である(仲裁法)。単審制であるため、裁判所の裁判に比べて紛争が速やかに解決でき、業務上秘密の保持にも有利であるという長所がある。韓国では大韓商事仲裁院(The Korean Commercial Arbitration Board: KCAB)が代表的な仲裁機関である。

11.4 仲裁判断は、韓国ではどのようにして執行されますか。

韓国は、外国仲裁判定の承認及び執行に関する協約(ニューヨーク協約)の締約国として、外国の仲裁判断の承認及び執行が可能である。

仲裁判断は、当事者間においては、裁判所の確定判決と同一の効力を有する(仲裁法第35条)。 仲裁判断を執行しようとする場合は、執行判決を得るための執行判決訴訟を提起する必要があり (仲裁法第37条第1項)、執行判決訴訟が認容されるためには、仲裁判断の取消事由(同第36条 第2項各号)がないことを要する(同第38条)。

11.5 韓国の裁判所において仲裁判断を争うには、どのような根拠がありますか。

当事者は仲裁判断取消しの訴えを提起する方法によってのみ不服を申し立てることができ、裁判 所は次のいずれかに該当する場合にのみ、仲裁判断を取り消すことができる(仲裁法第 36 条第 2 項第 1~2 号)。

- (1) 仲裁判断の取消しを求める当事者が次のいずれかに該当する事実を証明した場合
 - (i) 仲裁合意の当事者が仲裁合意の当時無能力者であった事実又は仲裁合意が当事者らの指定した法律(指定がない場合は韓国法)により無効である事実
 - (ii) 仲裁判断の取消しを求める当事者が、適切な通知を受けられないなどの事由により、本案に関する弁論をすることができなかった事実
 - (iii) 仲裁判断が仲裁合意の対象でない紛争又は事項を扱った事実
 - (iv) 仲裁判断部の構成又は仲裁手続が当事者間の仲裁合意(仲裁合意がない場合は 仲裁法)に従わなかったという事実
- (2) 裁判所が職権で次の各目の一に該当する事由があると認める場合
 - (i) 仲裁判断の対象となった紛争が韓国の法によって仲裁で解決できない場合
 - (ii) 仲裁判断の承認又は執行が韓国の公序良俗に違背する場合

以上

(2011年6月25日現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。